

平成28年度定期監査の結果報告書

沖縄県監査委員

目 次

<財務・事務に関する事項>

第1	監査の概要	1
1	監査対象年度	1
2	監査の実施方法及び実施方針	1
3	監査実施機関数及び実施状況	2
第2	監査の結果	7
1	財務に関する事項	7
2	事務に関する事項	9
3	部局別指摘件数	10
第3	監査所見	11
1	予算執行の適正化について	11
2	収入事務の適正化について	11
3	支出事務の適正化について	12
4	契約事務の適正化について	12
5	財産管理の適正化について	13
6	事務処理の適正化について	13
第4	部局別の指摘事項	14
	【各部局共通】	14
1	財務に関する事項	14
	[予 算]	14
	(1) 予算執行伺に係る事務が適正でなかったもの	14
	[支 出]	14
	(1) 支出負担行為に係る事務が適正でなかったもの	14
	【知事公室】	15
1	財務に関する事項	15
	[支 出]	15
	(1) 給与が不足払いとなっていたもの	15
	【総務部】	15
1	財務に関する事項	15
	[収 入]	15
	(1) 徴収に努力を要するもの	15
	[支 出]	15
	(1) 手当の事後確認が適正でなかったもの	15
	(2) 給与が過不足払いとなっていたもの	15

(3) 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの	16
[契 約]	16
(1) 予定価格に係る事務が適正でなかったもの	16
(2) 契約事務が適正でなかったもの	16
(3) 契約方法について改善を要するもの	16
[財 産]	16
(1) 財産の管理が適正でなかったもの	16
【環境部】	17
1 財務に関する事項	17
[財 産]	17
(1) 財産の管理が適正でなかったもの	17
【子ども生活福祉部】	17
1 財務に関する事項	17
[収 入]	17
(1) 徴収に努力を要するもの	17
[支 出]	17
(1) 支出の年度区分が誤っていたもの	17
(2) 給与が過払いとなっていたもの	17
[契 約]	18
(1) 契約事務が適正でなかったもの	18
[財 産]	18
(1) 財産の管理が適正でなかったもの	18
(2) 債権の管理が適正でなかったもの	18
(3) 公用車の事故報告がされていなかったもの	18
【保健医療部】	18
1 財務に関する事項	18
[予 算]	18
(1) 県の歳入歳出予算として会計処理がなされていなかったもの	18
[支 出]	18
(1) 給与が過払いとなっていたもの	18
(2) 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの	18
[契 約]	19
(1) 予定価格に係る事務が適正でなかったもの	19
【農林水産部】	19
1 財務に関する事項	19
[収 入]	19
(1) 徴収に努力を要するもの	19

[支 出]	19
(1) 旅費が過払いとなっていたもの	19
(2) 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの	19
[契 約]	20
(1) 予定価格に係る事務が適正でなかったもの	20
(2) 契約事務が適正でなかったもの	20
(3) 契約方法について改善を要するもの	20
(4) 履行確認が適正でなかったもの	20
[財 産]	20
(1) 財産の管理が適正でなかったもの	20
(2) 公用車の利活用が図られていなかったもの	20
(3) 公用車の亡失損傷報告書を提出していなかったもの	20
2 事務に関する事項	21
[防火管理体制]	21
(1) 消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの	21
【商工労働部】	21
1 財務に関する事項	21
[収 入]	21
(1) 徴収に努力を要するもの	21
[契 約]	21
(1) 契約事務が適正でなかったもの	21
【文化観光スポーツ部】	21
1 財務に関する事項	21
[予 算]	21
(1) 県の歳入歳出予算として会計処理がなされていなかったもの	21
[支 出]	21
(1) 支払が遅延していたもの	21
(2) 給与が過不足払いとなっていたもの	22
【土木建築部】	22
1 財務に関する事項	22
[収 入]	22
(1) 納入期限までに収入されていなかったもの	22
(2) 徴収に努力を要するもの	22
[支 出]	22
(1) 給与が不足払いとなっていたもの	22
(2) 支出事務が適正でなかったもの	23
[工 事]	23

(1) 設計変更等の事務が適正でなかったもの	23
[財 産]	23
(1) 財産の管理が適正でなかったもの	23
(2) 切手の管理が適正でなかったもの	23
(3) 債権の管理が適正でなかったもの	23
[その他]	23
(1) 歳入歳出外現金の管理が適正でなかったもの	23
【企業局】	24
1 財務に関する事項	24
[支 出]	24
(1) 支払が遅延していたもの	24
【病院事業局】	24
1 財務に関する事項	24
[収 入]	24
(1) 医業未収金の徴収に努力を要するもの	24
[支 出]	24
(1) 支払が遅延していたもの	24
(2) 給与が過不足払いとなっていたもの	24
[契 約]	25
(1) 予定価格に係る事務が適正でなかったもの	25
(2) 契約方法について改善を要するもの	25
(3) 契約書の内容が適正でなかったもの	25
(4) 履行確認が適正でなかったもの	25
[財 産]	26
(1) 財産の管理が適正でなかったもの	26
2 事務に関する事項	26
[使用許可]	26
(1) 許可事務が適正でなかったもの	26
【教育庁】	26
1 財務に関する事項	26
[収 入]	26
(1) 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの	26
[支 出]	26
(1) 支払が遅延していたもの	26
(2) 給与が過不足払いとなっていたもの	26
[契 約]	27
(1) 契約方法について改善を要するもの	27

(2) 契約書の内容が適正でなかったもの	28
(3) 履行確認が適正でなかったもの	28
[財 産]	28
(1) 切手の管理が適正でなかったもの	28
2 事務に関する事項	28
[防火管理体制]	28
(1) 消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの	28
【警察本部】	28
1 財務に関する事項	28
[契 約]	28
(1) 契約事務が適正でなかったもの	28

<工事等に関する事項>

第1 監査の概要	29
1 監査対象	29
2 監査期間	29
3 監査の方法及び着眼点	29
4 監査の実施状況	29
第2 監査の結果及び所見	31
1 特記仕様書について	31
2 計画・設計で改善を要するもの	31
3 計画・設計及び工事監理で改善を要するもの	32
4 安全衛生管理体制で改善を要するもの	32
5 設計変更の手続が適正でなかったもの	32
6 施設の改修が必要なもの	32

<財務・事務に関する事項>

第1 監査の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を実施するとともに、併せて、同条第2項の規定により、県の事務の執行について監査を実施した。

監査の概要は次のとおりである。

1 監査対象年度

平成28年度

2 監査の実施方法及び実施方針

(1) 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

ア 実地監査

監査対象機関に出向き、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係職員から説明を聴取する方法により実施した。

イ 書面監査

監査対象機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係職員から説明を聴取する方法により実施した。

(2) 監査の実施方針

監査を実施するに当たっては、予算の執行及び財産の管理などが適正に行われているかという合規性の観点から検証するとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるよう事務運営がなされているかという経済性・効率性の観点及び事務事業が所期の目的を達成しているかという有効性の観点にも留意して実施した。

また、監査の重点事項を次のとおり定めて実施した。

ア 財務に関する事項

(ア) 財務会計事務の執行体制について

(イ) 未収金の債権管理について

イ 事務に関する事項

(ア) 公有財産の使用許可及び貸付における減免等の状況について

3 監査実施機関数及び実施状況

(1) 監査実施機関数

部局別の監査対象機関数及び監査実施機関数は次のとおりである。

部 局 名	監 査 対 象 機 関 数	監 査 実 施 機 関 数	左 の 内 訳	
			実 地 監 査	書 面 監 査
知 事 公 室	6	6	5	1
総 務 部	17	17	16	1
企 画 部	8	8	8	0
環 境 部	6	6	6	0
子ども生活福祉部	20	20	18	2
保 健 医 療 部	16	16	15	1
農 林 水 産 部	43	43	43	0
商 工 労 働 部	13	13	13	0
文化観光スポーツ部	9	9	9	0
土 木 建 築 部	22	22	22	0
出 納 事 務 局	2	2	2	0
企 業 局	9	9	6	3
病 院 事 業 局	7	7	7	0
議 会 事 務 局	1	1	1	0
教 育 庁	102	102	61	41
警 察 本 部	46	46	38	8
その他の行政委員会事務局	7	7	7	0
合 計	334	334	277	57

(2) 実地監査の実施状況

実地監査の実施機関は、次のとおりである。

実地監査は、平成29年1月16日から同年8月22日までの間で実施した。

監査実施機関		監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
知事公室 本庁各課		平成29年7月20～21日 〃 8月22日	本庁各課	平成29年7月18～19日 〃 8月17日
総務部	本庁各課	平成29年8月1～3日 〃 8月22日	看護大学	〃 4月21日 〃 5月19日
	総務事務センター	〃 6月20～22日	衛生環境研究所	〃 1月16日 〃 1月30日
	宮古事務所各課	〃 5月9～10日 〃 6月7日	北部保健所	〃 4月21日 〃 5月22日
	八重山事務所各課	〃 5月23～24日 〃 6月8日	中部保健所	〃 3月15日 〃 4月25日
	東京事務所	〃 2月9～10日 〃 3月6日	南部保健所	〃 2月24日 〃 3月8日
	名護県税事務所	〃 4月18日 〃 5月12日	宮古保健所	〃 5月12日 〃 6月1日
	コザ県税事務所	〃 4月18日 〃 5月11日	八重山保健所	〃 5月26日 〃 6月21日
	那覇県税事務所	〃 4月19日 〃 5月26日	精神保健福祉センター	〃 3月1日 〃 4月12日
	自動車税事務所	〃 6月9日 〃 7月12日	中央食肉衛生検査所	〃 3月15日 〃 4月26日
	企画部 本庁各課		平成29年7月18～21日 〃 8月21日	本庁各課
環境部	本庁各課	平成29年6月12～13日 〃 7月27日	北部農林水産振興センター各課	〃 2月21～24日 〃 3月9、13日
	動物愛護管理センター	〃 3月10日 〃 4月26日	宮古農林水産振興センター各課	〃 5月9～12日 〃 6月27日
子ども生活福祉部	本庁各課	平成29年6月13～16日 〃 8月7日	八重山農林水産振興センター各課	〃 5月23～26日 〃 6月21日
	北部福祉事務所	〃 4月20日 〃 5月22日	農業研究センター	〃 4月25日 〃 5月29日
	中部福祉事務所	〃 3月14日 〃 4月25日	農業研究センター名護支所	〃 4月27日
	南部福祉事務所	〃 2月23日 〃 3月8日	農業研究センター宮古島支所	〃 5月9日 〃 6月26日
	宮古福祉事務所	〃 5月11日 〃 6月2日	農業研究センター石垣支所	〃 5月23日 〃 6月28日
	八重山福祉事務所	〃 5月25日 〃 6月22日	畜産研究センター	〃 2月3日 〃 3月15日
	女性相談所	〃 3月10日 〃 4月25日	森林資源研究センター	〃 2月1日 〃 3月9日
	若夏学院	〃 3月8日 〃 4月20日	水産海洋技術センター	〃 3月14日 〃 4月19日
	コザ児童相談所	〃 4月19日 〃 5月11日	水産海洋技術センター石垣支所	〃 5月24日 〃 6月28日
	中央児童相談所	〃 4月27日 〃 5月26日	海洋深層水研究所	〃 2月3日 〃 3月2日
	平和祈念資料館	〃 3月1日 〃 4月19日	中央卸売市場	〃 3月2日 〃 4月25日

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日	
病害虫防除技術センター	平成29年3月15日	宮古土木事務所	平成29年5月11～12日	
	〃 4月18日		〃 6月7日	
	中部農業改良普及センター		八重山土木事務所	〃 5月25～26日
			〃 3月10日	〃 6月9日
	南部農業改良普及センター		下地島空港管理事務所	〃 5月10日
		〃 4月20日	〃 6月26日	
	農業大学校	都市モノレール建設事務所	〃 4月25日	
		〃 4月28日	〃 5月10日	
	中央家畜保健衛生所	〃 5月12日	下水道事務所	〃 4月25～26日
		〃 4月26日	〃 5月29日	〃 5月30日
家畜衛生試験場	〃 4月28日	出納事務局	平成29年7月7日	
	〃 5月19日		〃 7月27日	
家畜改良センター	〃 2月23日	企業局	平成29年6月6～8日	
中部農林土木事務所	〃 5月30～31日		本庁各課	〃 8月3日
	〃 6月22日		久志浄水管理事務所	〃 2月24日
南部農林土木事務所	〃 4月27～28日	北谷浄水管理事務所	〃 3月8日	
	〃 5月29日		〃 4月24日	
南部林業事務所	〃 3月2日	病院事業局	平成29年7月4～5日	
栽培漁業センター	〃 4月26日		県立病院課	〃 8月16日
			北部病院	〃 6月6～8日
本庁各課	平成29年7月11～14日		中部病院	〃 7月18日
			〃 8月9日	南部医療センター・こども医療センター
大阪事務所	〃 2月9～10日		〃 7月14日	〃 6月6～8日
	〃 3月7日	精和病院	〃 7月12日	
工業技術センター	〃 3月9日	宮古病院	〃 6月1～2日	
	〃 4月21日	〃 7月14日	〃 7月14日	
工芸振興センター	〃 3月2日	八重山病院	〃 6月1～2日	
	〃 3月8日	〃 7月11日	〃 7月20日	
具志川職業能力開発校	〃 4月21日		〃 6月1～2日	
	〃 3月7日		〃 7月11日	
浦添職業能力開発校	〃 4月13日	本庁各課	平成29年7月25～28日	
			〃 8月15日	
文化観光スポーツ部	本庁各課	国頭教育事務所	平成29年6月14～16日	
			〃 8月17日	〃 2月21～22日
			〃 4月20日	〃 3月13日
芸術大学	〃 5月29日	中頭教育事務所	〃 1月25日	
	〃 3月3日	那覇教育事務所	〃 2月9日	
博物館・美術館	〃 4月11日	島尻教育事務所	〃 1月26～27日	
		宮古教育事務所	〃 2月24日	
土木建築部	本庁各課	島尻教育事務所	平成29年7月11～14日	
			〃 8月15日	〃 2月3日
			〃 4月18～19日	〃 3月23日
			〃 5月30日	〃 2月16～17日
北部土木事務所	〃 4月20～21日	八重山教育事務所	〃 3月15日	
〃 5月10日	〃 5月10日	〃 2月16～17日	〃 3月14日	
中部土木事務所	〃 5月30～31日	総合教育センター	〃 2月9～10日	
〃 6月22日	〃 6月22日	〃 4月26日	〃 4月26日	

監査実施機関		監査実施期日	監査実施機関		監査実施期日
教 育 庁	離島児童生徒支援センター	平成29年3月1日 " 4月11日	教 育 庁	那覇商業高等学校	平成29年1月18日 " 2月7日
	県立図書館	" 2月14日 " 3月6日		沖縄水産高等学校	" 2月8日 " 3月6日
	埋蔵文化財センター	" 3月7日 " 4月13日		開邦高等学校	" 2月7日 " 3月16日
	本部高等学校	" 2月2日		開邦中学校	" 2月7日 " 3月16日
	前原高等学校	" 1月24日 " 2月8日		向陽高等学校	" 1月31日 " 2月20日
	コザ高等学校	" 1月31日 " 2月16日		久米島高等学校	" 2月2日 " 3月2日
	浦添高等学校	" 1月17日 " 1月31日		八重山高等学校	" 2月16日
	那覇高等学校	" 1月19日 " 2月2日		八重山農林高等学校	" 2月15日 " 3月14日
	豊見城高等学校	" 1月19日 " 2月14日		八重山商工高等学校	" 2月15日
	知念高等学校	" 2月8日		宮古総合実業高等学校	" 2月14日 " 3月15日
	糸満高等学校	" 1月27日 " 2月14日		泊高等学校	" 1月24日 " 2月10日
	西原高等学校	" 1月17日		沖縄盲学校	" 2月7日 " 3月16日
	北谷高等学校	" 2月8日		沖縄ろう学校	" 2月14日 " 4月26日
	南風原高等学校	" 1月31日 " 2月20日		美咲特別支援学校	" 1月18日 " 2月7日
	美里高等学校	" 1月26日 " 2月9日		美咲特別支援学校 はなさき分校	" 1月19日
	宜野湾高等学校	" 1月27日 " 2月24日		大平特別支援学校	" 1月16日 " 1月30日
	豊見城南高等学校	" 2月7日		鏡が丘特別支援学校 (" 浦添分校)	" 1月16日 " 2月2日
	北中城高等学校	" 1月25日 " 2月10日		名護特別支援学校	" 2月22日
	那覇西高等学校	" 2月2日		沖縄高等特別支援学校	" 1月26日 " 2月16日
	那覇国際高等学校	" 1月17日 " 2月7日		中部農林高等特別支援学校	" 1月25日 " 2月8日
	中部農林高等学校	" 1月25日 " 2月8日		南風原高等特別支援学校	" 1月31日 " 2月20日
	美里工業高等学校	" 1月24日 " 2月7日			
	那覇工業高等学校	" 1月18日 " 1月31日			
	南部工業高等学校	" 2月1日 " 3月23日			

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
警察本部	本部各課	平成29年6月27～30日 " 8月3日	議会事務局 平成29年6月9日 " 8月14日
	警察学校	" 3月3日	監査委員事務局 平成29年6月9日
	那覇警察署	" 3月7日 " 4月18日	人事委員会事務局 平成29年6月29日 " 8月21日
	浦添警察署	" 3月3日 " 4月12日	労働委員会事務局 平成29年6月28日 " 7月28日
	宜野湾警察署	" 3月9日	選挙管理委員会 平成29年7月18日 " 8月21日
	嘉手納警察署	" 3月9日 " 4月24日	海区漁業調整委員会事務局 平成29年7月28日 " 8月16日
	宮古島警察署	" 2月15日 " 3月3日	内水面漁場管理委員会事務局 平成29年7月28日 " 8月16日
	八重山警察署	" 2月17日 " 3月3日	収用委員会事務局 平成29年7月11日 " 8月15日

注：1 監査対象機関は、平成29年4月1日現在で表記している。

2 監査実施期日欄の日付が二段書きのものは、下段が監査委員が監査対象機関に出向き実地監査を行った日である。

(3) 書面監査の実施状況

書面監査の実施機関は、次のとおりである。

書面監査は、平成29年8月10日から同月31日までの間で実施した。

部局名	監査実施機関
知事公室	消防学校
総務部	自治研修所
子ども生活福祉部	身体障害者更生相談所 計量検定所
保健医療部	北部食肉衛生検査所
企業局	石川浄水管理事務所 西原浄水管理事務所 水質管理事務所
教育庁	辺土名高等学校 北山高等学校 名護高等学校 宜野座高等学校 石川高等学校 読谷高等学校 普天間高等学校 首里高等学校 真和志高等学校 小禄高等学校 陽明高等学校 与勝高等学校 与勝緑が丘中学校 具志川高等学校 嘉手納高等学校 首里東高等学校 北部農林高等学校 南部農林高等学校 美来工科高等学校 沖縄工業高等学校 浦添工業高等学校 中部商業高等学校 南部商業高等学校 浦添商業高等学校 具志川商業高等学校 球陽高等学校 球陽中学校 宮古高等学校 宮古工業高等学校 伊良部高等学校 名護商工高等学校 那覇特別支援学校 宮古特別支援学校 島尻特別支援学校 八重山特別支援学校 森川特別支援学校 泡瀬特別支援学校 桜野特別支援学校 西崎特別支援学校 やえせ高等支援学校 陽明高等支援学校
警察本部	豊見城警察署 糸満警察署 与那原警察署 沖縄警察署 うるま警察署 石川警察署 名護警察署 本部警察署

第2 監査の結果

監査の結果、各機関における財務及び事務についてはおおむね適正に処理されていると認められたが、一部について、是正・改善を要するものを指摘事項として掲記した。

指摘事項の概要は、次のとおりである。

なお、指摘事項の詳細については、「第4 部局別の指摘事項」に記述している。

1 財務に関する事項

(1) 予算に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
予算執行伺に係る事務が適正でなかったもの (各部局共通)	1	名護県税事務所 動物愛護管理センター 衛生環境研究所 宮古農林水産振興センター農業改良普及課 八重山農林水産振興センター農業改良普及課 久志浄水管理事務所 中部病院 南部医療センター・こども医療センター 精和病院 宜野湾高等学校 (10機関)
県の歳入歳出予算として会計処理がなされていなかったもの	2	看護大学 芸術大学 (2機関)
計	3	(12機関)

(2) 収入に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
納入期限までに収入されていなかったもの	1	中部土木事務所 (1機関)
徴収に努力を要するもの	13	税務課 名護県税事務所 コザ県税事務所 那覇県税事務所 自動車税事務所 宮古事務所県税課 八重山事務所県税課 管財課 福祉政策課 青少年・子ども家庭課 北部福祉事務所 中部福祉事務所 南部福祉事務所 宮古福祉事務所 八重山福祉事務所 農政経済課 森林管理課 水産課 中小企業支援課 企業立地推進課 住宅課 (21機関)
医業未収金の徴収に努力を要するもの	1	県立病院課 北部病院 中部病院 南部医療センター・こども医療センター 精和病院 宮古病院 八重山病院 (7機関)
証紙収納に係る事務が適正でなかったもの	1	学校人事課 (1機関)
計	16	(30機関)

(3) 支出に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
支出負担行為に係る事務が適正でなかったもの (各部局共通)	1	保健医療総務課 衛生薬務課 流通・加工推進課 企業立地推進課 中部病院 南部医療センター・こども医療センター (6機関)
支出の年度区分が誤っていたもの	1	南部福祉事務所 (1機関)
支払が遅延していたもの	4	観光振興課 久志浄水管理事務所 中部病院 那覇西高等学校 (4機関)
手当の事後確認が適正でなかったもの	1	行政管理課総務事務センター (1機関)
給与が過不足払いとなっていたもの	33	防災危機管理課 行政管理課総務事務センター 那覇県税事務所 八重山事務所総務課 青少年・子ども家庭課 北部保健所 中部保健所 観光政策課 文化振興課 空手振興課 博物館・美術館 河川課 宮古土木事務所 八重山土木事務所 県立病院課 北部病院 中部病院 宮古病院 八重山病院 精和病院 義務教育課 中頭教育事務所 島尻教育事務所 宮古教育事務所 中部農林高等学校 那覇西高等学校 知念高等学校 久米島高等学校 八重山商工高等学校 (29機関)
旅費が過払いとなっていたもの	2	南部農林土木事務所 八重山農林水産振興センター農林水産整備課 (2機関)
資金前渡による支出事務が適正でなかったもの	4	東京事務所 衛生環境研究所 中部農業改良普及センター 北部農林水産振興センター家畜保健衛生課 (4機関)
支出事務が適正でなかったもの	1	下地島空港管理事務所 (1機関)
計	47	(48機関)

(4) 契約に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
予定価格に係る事務が適正でなかったもの	6	宮古事務所総務課 中部保健所 畜産研究センター 中部病院 宮古病院 (5機関)
契約事務が適正でなかったもの	6	財政課 女性相談所 北部農林水産振興センター家畜保健衛生課 畜産研究センター 工業技術センター 沖縄警察署 (6機関)
契約方法について改善を要するもの	8	税務課 栽培漁業センター 中部病院 総合教育センター コザ高等学校 知念高等学校 八重山農林高等学校 (7機関)

指摘の内容	件数	機関名
契約書の内容が適正でなかったもの	2	北部病院 八重山商工高等学校 (2機関)
履行確認が適正でなかったもの	7	宮古農林水産振興センター農業改良普及課 中部病院 南部医療センター・こども医療センター 宮古病院 向陽高等学校 知念高等学校 名護特別支援学校 (7機関)
計	29	(27機関)

(5) 工事に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
設計変更等の事務が適正でなかったもの	1	都市モノレール建設事務所 (1機関)
計	1	(1機関)

(6) 財産に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
財産の管理が適正でなかったもの	8	財政課 環境政策課 北部福祉事務所 農地農村整備課 農業大学校 都市計画・モノレール課 北部病院 中部病院 (8機関)
公用車の利活用が図られていなかったもの	1	海洋深層水研究所 (1機関)
切手の管理が適正でなかったもの	2	技術・建設業課 名護特別支援学校 (2機関)
債権の管理が適正でなかったもの	2	八重山福祉事務所 住宅課 (2機関)
公用車の事故報告がされていないもの	1	中部福祉事務所 (1機関)
公用車の亡失損傷報告書を提出していないもの	1	宮古農林水産振興センター農林水産整備課 (1機関)
計	15	(15機関)

(7) その他

指摘の内容	件数	機関名
歳入歳出外現金の管理が適正でなかったもの	1	住宅課 (1機関)
計	1	(1機関)

2 事務に関する事項

指摘の内容	件数	機関名
許可事務が適正でなかったもの	2	南部医療センター・こども医療センター 中部病院 (2機関)
消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの	2	畜産研究センター 沖縄水産高等学校 (2機関)
計	4	(4機関)

3 部局別指摘件数

部局別の指摘件数は、次のとおりである。

部 局 名	財務に関する事項								事務に関する事項	合計		増減
	予算	収入	支出	契約	工事	財産	その他	計		H28	H27	
知 事 公 室			1					1		1	0	1
総 務 部		2	5	4		1		12		12	12	0
企 画 部								0		0	2	△ 2
環 境 部						1		1		1	1	0
子ども生活福祉部		3	3	1		3		10		10	11	△ 1
保 健 医 療 部	1		3	1				5		5	7	△ 2
農 林 水 産 部		3	4	5		4		16	1	17	27	△ 10
商 工 労 働 部		3		1				4		4	6	△ 2
文化観光スポーツ部	1		5					6		6	3	3
土 木 建 築 部		3	4		1	3	1	12		12	10	2
出 納 事 務 局								0		0	0	0
企 業 局			1					1		1	0	1
病 院 事 業 局		1	10	7		2		20	2	22	19	3
議 会 事 務 局								0		0	1	△ 1
教 育 庁		1	10	9		1		21	1	22	11	11
警 察 本 部				1				1		1	4	△ 3
その他の行政委員会事務局								0		0	0	0
各 部 局 共 通	1		1					2		2	2	0
計	H28	3	16	47	29	1	15	1	112	4	116	
	H27	7	21	55	24	0	7	0	114	2	116	
増 減		△ 4	△ 5	△ 8	5	1	8	1	△ 2	2	0	

なお、指摘件数の多い部局は、次のとおりとなっている。

- 病 院 事 業 局 : 22件 (前年度比 3件増)
- 教 育 庁 : 22件 (前年度比 11件増)
- 農 林 水 産 部 : 17件 (前年度比 10件減)
- 総 務 部 : 12件 (前年度比 増減無し)
- 土 木 建 築 部 : 12件 (前年度比 2件増)

第3 監査所見

平成28年度における監査結果において、財務及び事務についてはおおむね適正に処理されていると認められたが、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）に基づかない事務処理等が依然として見られた。

会計事務の適法性確認の徹底、職員相互のチェック体制の構築、各種研修の充実強化等により、内部統制機能の強化に努めるとともに、特に次の点に留意して是正・改善に取り組んでいただきたい。

1 予算執行の適正化について

予算執行向がされていなかったものや本来県の収入とすべきものを別途管理していたものがあった。

予算の執行に当たっては、関係法令等に基づき適正に事務を処理するとともに、経済性、効率性及び有効性を考慮した予算の執行に努めていただきたい。

2 収入事務の適正化について

一般会計の収入未済額は、33億4,677万円で、前年度より1億6,961万円（4.8パーセント）の減少、特別会計の収入未済額は45億5,251万円で、前年度より1億9,370万円（4.1パーセント）減少している。

病院事業会計の医業未収金（個人負担分）は、18億5,896万円で、前年度より7,162万円（3.7パーセント）減少している。

収入未済額の縮減は、住民負担の公平性と財源確保の観点から、極めて重要な課題であり、これまでの督促や催告の充実強化、コンビニ・クレジット収納など収納機会の拡充などの取組の成果が現れてきたものと思われる。

しかしながら、依然として多額なことから、滞納者の実態把握に努め、適切な債権管理を行うとともに、市町村、福祉部門等との連携強化や指定管理者の指導・連携を図るなど、効率的な徴収対策を講ずることにより、引き続き収入未済額の縮減と発生防止に努めていただきたい。

また、債権管理の事務処理に当たっては、関連法令の知識と債権管理の手法に関する実務的知識が必要なことから、会議や研修等の充実強化を図り、職員の債権管理能力の向上に努めていただきたい。

3 支出事務の適正化について

(1) 給与の支出事務

職員手当については、過不足払いとなっていたものが34件あった。

そのうち、期末・勤勉手当、管理職手当等において、算定の対象期間内に勤務実績がないにもかかわらず支給されていたものや、時間外勤務手当においては、支給額に勤務実績の一部が反映されていなかったものや超過勤務が月に60時間を超えた場合の支給割合に誤りがあったものなど、勤務管理システムと給与システムが連動していれば、防げたと思われるものが15件あった。(勤務管理システム未導入の機関を含めると21件。)

知事部局等職員の諸手当に関して、総務事務センターへ移管された事務については、指摘件数は減少傾向にあるが、各部局で所管する事務については依然として支給誤りが多く見られる。

このため、研修等による給与制度の周知強化や管理者等による指導監督の徹底に加え、勤務管理システムの活用を図るなど、効果的な対策を検討いただきたい。

(2) その他の支出事務

請求書を受理した後、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)が定める期限を超えて支払をしていたもの、契約書において同法の定めを超える支払期限を設定していたものがあった。

支払の遅延は、相手方に経済的な負担を与えることになり、場合によっては遅延利息も発生することから、約定期間内の支払を厳守していただきたい。

資金前渡については、精算がなされていないものや遅れているものがあつたほか、資金前渡に際して、職員個人による立替払いが行われていたものがあつた。資金前渡の精算を適宜適切に行うとともに、職員個人による立替払は、厳に慎んでいただきたい。

また、支出負担行為がなされていないものや遅れていたもの、会計課への合議がなされていなかったものが依然として多く見られた。

出納機関との連携を密にし、支出事務の適正化に向けた指導監督を徹底する必要がある。

4 契約事務の適正化について

予定価格調書が作成されていなかったもの、予定価格が予算執行何額を超えていた

もの、見積書を取っていないかったもの、予算執行同時の参考見積書で契約していたもの、検査調書を作成していないかったものなどがあつた。

関係法令及び財務関係諸規程の周知を図り、適正な契約事務を確保する必要がある。

また、一括して競争入札に付することができるものを分割して随意契約を締結していたものがあつた。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項各号に定める随意契約の要件に該当するかどうか十分に検討し、契約の透明性及び経済性を確保できるよう、適正な事務処理を行う必要がある。

5 財産管理の適正化について

備品登録をしていなかったもの、登録備品の所在が不明となつていたもの、公用車の利活用が図られていなかったものがあつた。

県有財産は貴重な行政資源であることから、沖縄県公有財産規則（平成元年沖縄県規則第40号）、沖縄県財務規則等に基づき、適正な管理に努めていただきたい。

また、損害賠償金の調定をしていなかったため、請求額等が把握されていなかったものがあつた。

債権については、その実態を明確にした上で、沖縄県財務規則等に則り適正な管理を行っていただきたい。

6 事務処理の適正化について

行政財産の目的外使用許可において、使用料の算定根拠が不明であつたもの、管理規程が定める期間の上限を超えて使用を許可していたものなどがあつた。

関係する規程や通知文等を確認した上で、明確な根拠に基づいて事務処理を行う必要がある。

また、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防計画の届出や消防訓練を実施していないかった機関があつた。

消防法令の理解と遵守を徹底するとともに、適正な防火管理体制の確立・強化に取り組んでいただきたい。

第4 部局別の指摘事項

【各部局共通】

1 財務に関する事項

[予 算]

(1) 予算執行伺に係る事務が適正でなかったもの

予算執行伺に係る事務が適正でなかったものが次のとおりあった。

ア 予算を執行しようとするときは、予算執行伺を行う必要があるが、なされていなかったり、入札等の業者選定後や納品後等に行われていたもの

- ・ 総務部（名護県税事務所）
- ・ 環境部（動物愛護管理センター）
- ・ 保健医療部（衛生環境研究所）
- ・ 農林水産部（宮古農林水産振興センター農業改良普及課、八重山農林水産振興センター農業改良普及課）
- ・ 企業局（久志浄水管理事務所）
- ・ 病院事業局（南部医療センター・こども医療センター）

イ 予算執行伺における執行予定額を上回る支出がされていたもの

- ・ 病院事業局（中部病院）

ウ 予算執行伺に執行予定額の記載がなかったり、誤った額を記載していたもの

- ・ 病院事業局（南部医療センター・こども医療センター、精和病院）
- ・ 教育庁（宜野湾高等学校）

[支 出]

(1) 支出負担行為に係る事務が適正でなかったもの

支出負担行為に係る事務が適正でなかったものが次のとおりあった。

ア 請負契約又は購入契約に係る支出負担行為の決議は、契約を締結するとき、見積書、契約書案等の必要書類を添付した支出負担行為書によってしなければならないが、契約期間終了後又は納品後に行われていたもの

- ・ 保健医療部（保健医療総務課、衛生薬務課）
- ・ 農林水産部（流通・加工推進課）
- ・ 病院事業局（中部病院、南部医療センター・こども医療センター）

イ 請負契約又は補助金の支出負担行為の決議は、契約を締結するとき又は交付決定をするときに、必要書類を添付した支出負担行為書によってしなければならないが、大幅に遅れていたもの

- ・ 農林水産部（流通・加工推進課）
- ・ 商工労働部（企業立地推進課）
- ・ 病院事業局（南部医療センター・こども医療センター）

ウ 変更契約に係る支出負担行為書が保存されておらず、確認ができなかったもの

- ・ 病院事業局（中部病院）

エ 同一業者との2件の請負契約の支出負担行為の決議が、業務完了後に1件の支

出負担行為として行われていたもの

- ・ 病院事業局（南部医療センター・こども医療センター）

オ 請負契約において、実際の契約額と異なる誤った額を支出負担行為書に記載していたもの

- ・ 病院事業局（南部医療センター・こども医療センター）

【知事公室】

1 財務に関する事項

[支 出]

(1) 給与が不足払いとなっていたもの

期末手当及び勤勉手当の支給に当たって、当該所属に採用される以前に他の所属において育休任期付職員として勤務した期間を在職期間に算入していなかったため、258,020円の不足払いとなっていた。（防災危機管理課）

【総務部】

1 財務に関する事項

[収 入]

(1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額となっているものが次のとおりあった。

ア 県税 (円、%)

	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成28年度	124,149,688,349	122,452,429,960	169,267,945	1,804,553,796	98.6
平成27年度	117,583,074,701	115,563,248,601	178,545,201	1,955,777,006	98.3
対前年度比	105.6	106.0	94.8	92.3	—

(税務課、各県税事務所、自動車税事務所、宮古及び八重山事務所県税課)

イ 土地貸付料

収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
47,655,597円	6.3%	△13.2%

(管財課)

[支 出]

(1) 手当の事後確認が適正でなかったもの

扶養手当の認定事実の事後確認において、別居する扶養親族への送金の事実を確認する書類として、口座の写しが提出されているが、当該口座の入出金の状況から客観的な送金の事実を示す書類とはいえず、扶養事実の証明として適正でないにも関わらずこれを認めていた。（行政管理課総務事務センター）

(2) 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査及び確認が十分でなく、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

ア 単身赴任手当の支給に当たって、支給開始月を誤ったため、30,000円の過払いとなっていた。
(行政管理課総務事務センター)

イ 勤勉手当の支給にあたって、病気休暇による除算期間を誤って算定したため、130,032円の不足払いとなっていた。
(那覇県税事務所)

ウ 特殊勤務手当の支給を受ける職員が時間外勤務手当の支給を受ける勤務を行った際に、時間外勤務手当等特例実績簿が作成されず、加算額(3名分11,875円)が支給されていなかった。
(八重山事務所総務課)

(3) 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの

交際費について、資金前渡の精算及び返納が7か月以上遅れていた。
(東京事務所)

[契 約]

(1) 予定価格に係る事務が適正でなかったもの

ア 宮古合同庁舎非常用発電機修繕(執行予定額1,652,184円)について、予定価格調書を作成しなければならないが、作成していなかった。
(宮古事務所総務課)

イ 長期継続契約である昇降機保守点検業務(契約期間の総額2,177,280円)において、予定価格調書を作成しなければならないが、作成していなかった。
また、3年間の契約であるにも関わらず、1年分の見積書しか取っていないかつた。
(宮古事務所総務課)

(2) 契約事務が適正でなかったもの

沖縄県新予算編成支援システムの機器等の更新に伴うシステム環境の構築等の業務委託(執行予定額51,563,520円)において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)に基づき、随意契約の相手方を決定したときは契約者名等を公示しなければならないが、なされていなかった。
(財政課)

(3) 契約方法について改善を要するもの

自動車取得税・自動車税申告書(軽自動車用)(執行予定額1,967,396円)及び自動車取得税・自動車税申告書(報告書)(執行予定額2,139,205円)の2件の印刷について、一括して入札に付すことが可能であるにもかかわらず、同一業者と別々に随意契約を締結していた。
(税務課)

[財 産]

(1) 財産の管理が適正でなかったもの

沖縄県新地方公会計システム構築委託業務で取得したハードウェア及びソフトウェア一式(取得金額2,800,007円)について、備品登録が行われていなかった。
(財政課)

【環境部】

1 財務に関する事項

[財 産]

(1) 財産の管理が適正でなかったもの

米軍基地地図情報データベース化業務委託で取得したハードウェア及びソフトウェア一式（取得金額1,582,902円）について、備品登録が行われていなかった。

（環境政策課）

【子ども生活福祉部】

1 財務に関する事項

[収 入]

(1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額となっているものが次のとおりあった。

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
ア 生活保護費返還金	122,517,206円	49.9%	17.6%
（福祉政策課、各福祉事務所）			
イ 母子父子寡婦福祉資金			
貸付金元利収入	125,194,811円	53.1%	△13.9%
違約金及び延納利息	2,873,424円	66.2%	79.9%
（青少年・子ども家庭課、各福祉事務所）			
ウ 児童扶養手当返還金	45,524,098円	79.7%	1.6%
（青少年・子ども家庭課）			

[支 出]

(1) 支出の年度区分が誤っていたもの

介護認定審査判定委託料の支出について、履行のあった日の属する平成27年度の予算で支出すべきであったが、平成28年度の予算から支出していた。

（南部福祉事務所）

(2) 給与が過払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査及び確認が十分でなく、過払いとなっていたものが次のとおりあった。

ア 勤勉手当の支給に当たって、産前・産後休暇に引き続き育児休業を取得したことにより、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、105,795円の過払いとなっていた。

（青少年・子ども家庭課）

イ 扶養手当及び期末手当の支給に当たって、扶養手当の支給額の改定による戻入処理をするべき期間を誤ったため、37,125円の過払いとなっていた。

（青少年・子ども家庭課）

[契 約]

(1) 契約事務が適正でなかったもの

腸内細菌検査（執行予定額77,760円）の契約において、見積書を徴取する必要があるが、徴取していなかった。（女性相談所）

[財 産]

(1) 財産の管理が適正でなかったもの

備品台帳に登載されている物品について、所在が不明となっているものが多数（234件 27,640,846円）あり、台帳管理が適正に行われていなかった。

（北部福祉事務所）

(2) 債権の管理が適正でなかったもの

母子修学資金の借用書原本が借受人にわたり、適正に管理されていないものがあった。

（八重山福祉事務所）

(3) 公用車の事故報告がされていなかったもの

公用車を運転中の交通事故について、必要な報告等がされていなかった。

（中部福祉事務所）

【保健医療部】

1 財務に関する事項

[予 算]

(1) 県の歳入歳出予算として会計処理がなされていなかったもの

研究者として職員個人が外部機関から交付を受けた科学研究費補助金等のうち、間接経費（17件 5,910,000円）については、県の歳入歳出予算として処理しなければならないが、これをせずに別途専用銀行口座で管理し、当該口座から支出を行うなどの不適切な会計処理を行っていた。

（看護大学）

[支 出]

(1) 給与が過払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査及び確認が十分でなく、過払いとなっていたものが次のとおりあった。

ア 通勤手当の支給に当たって、産前・産後休暇により月の初日から末日まで1日も通勤していないにもかかわらず同手当を支給したため、56,400円の過払いとなっていた。

（北部保健所）

イ 時間外勤務手当の支給に当たって、月60時間を超えた部分に適用される割増された支給割合を、60時間分を含む全ての時間に適用したため、61,574円の過払いとなっていた。

（中部保健所）

(2) 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの

切手の購入について、資金前渡の精算が行われておらず、必要な領収書も保管されていなかった。

（衛生環境研究所）

[契 約]

(1) 予定価格に係る事務が適正でなかったもの

中部保健所・中部福祉事務所棟非常放送設備取替工事（執行予定額2,275,560円）及び中部保健所・中部福祉事務所棟1階執務室空調機修繕（執行予定額2,484,000円）について、予定価格調書を作成しなければならないが、作成していなかった。（中部保健所）

【農林水産部】

1 財務に関する事項

[収 入]

(1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額となっているものが次のとおりあった。

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
ア 農業改良資金			
貸付金元利収入	388,774,507円	84.7%	△5.9%
違約金及び延納利息	78,797,776円	98.9%	△0.0%
			(農政経済課)
イ 林業・木材産業改善資金			
貸付金元利収入	29,890,666円	64.7%	△24.6%
違約金及び延納利息	238,528円	100.0%	0.0%
			(森林管理課)
ウ 沿岸漁業改善資金			
貸付金元利収入	45,793,269円	70.3%	△4.9%
違約金及び延納利息	639,923円	29.8%	△24.4%
			(水産課)

[支 出]

(1) 旅費が過払いとなっていたもの

ア 宿泊料について、公務上の必要又はやむを得ない事情による場合に該当しないにもかかわらず、増額調整をしたため、2名分34,500円が過払いとなっていた。（南部農林土木事務所）

イ 宿泊料について、公務上の必要又はやむを得ない事情による場合に該当しないにもかかわらず、増額調整をしたため、2名分36,600円が過払いとなっていた。（八重山農林水産振興センター農林水産整備課）

(2) 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの

ア 安全運転管理者講習会の受講料（4,500円）について、資金前渡での支出手続を行っていたが、職員が資金を受領せずに、私費で立替払いを行っていた。（中部農業改良普及センター）

イ クレーン特別教育講習会の受講料（13,645円）について、職員が受講料を私費で立替払いした後に、資金前渡での支出手続を行い、資金を受領していた。
（北部農林水産振興センター家畜保健衛生課）

[契 約]

(1) 予定価格に係る事務が適正でなかったもの

ブラキアリアグラス新品種育成及び有望性の評価委託業務（執行予定額9,331,000円）について、予定価格調書が開封されていなかった。また、見積書の金額が執行予定額を上回っているにもかかわらず、再度見積書を徴取することなく、執行予定額で契約を締結していた。
（畜産研究センター）

(2) 契約事務が適正でなかったもの

ア 自家用発電機保安管理委託契約（執行予定額110,160円）について、予算執行伺前の参考見積書により契約業者を選定していた。
（北部農林水産振興センター家畜保健衛生課）

イ 家畜飼料の単価契約（執行予定額7,054,659円）及び肉質分析用振とう機の購入（執行予定額206,820円）について、予算執行伺前の参考見積書をもって契約を締結していた。
（畜産研究センター）

(3) 契約方法について改善を要するもの

消耗品の購入に当たって、一括購入が可能であるにもかかわらず、同一業者に対し、見積書が省略できる3万円以下や相見積書が省略できる10万円以下に分割して発注しているものが散見された。
（栽培漁業センター）

(4) 履行確認が適正でなかったもの

切手の購入（32,650円）について、必要な検査調書が作成されていなかった。
（宮古農林水産振興センター農業改良普及課）

[財 産]

(1) 財産の管理が適正でなかったもの

ア 土地の売却について、公有財産台帳への登録がなされていなかった。
（農地農村整備課）

イ 備品を取得した際は備品台帳に登録しなければならないが、管理機一式（747,000円）について、登録していなかった。
（農業大学校）

(2) 公用車の利活用が図られていなかったもの

2年以上利用されていない公用車があった。
（海洋深層水研究所）

(3) 公用車の亡失損傷報告書を提出していなかったもの

公用車を損傷したときは、亡失損傷報告書を知事へ提出する必要があるが、提出していなかった。
（宮古農林水産振興センター農林水産整備課）

2 事務に関する事項

[防火管理体制]

(1) 消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの

消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練や、消防用設備の機器点検等が実施されていなかった。
(畜産研究センター)

【商工労働部】

1 財務に関する事項

[収入]

(1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額となっているものが次のとおりあった。

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
ア 小規模企業者等設備導入資金			
貸付金元利収入	3,675,725,253円	89.9%	△3.7%
違約金及び延納利息	50,715,275円	100.0%	0.0%
			(中小企業支援課)
イ 賃貸工場施設使用料	33,812,326円	9.2%	6.1%
			(企業立地推進課)
ウ 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区			
使用料	5,111,419円	1.4%	8.7%
損害金等諸収入	51,241,033円	33.6%	0.0%
			(企業立地推進課)

[契 約]

(1) 契約事務が適正でなかったもの

金型技術研究センターの機械保険について、予算執行伺前の参考見積書により契約業者を選定していた。
(工業技術センター)

【文化観光スポーツ部】

1 財務に関する事項

[予 算]

(1) 県の歳入歳出予算として会計処理がなされていなかったもの

研究者として職員個人が外部機関から交付を受けた科学研究費補助金等のうち、間接経費（18件 2,847,000円）については、県の歳入歳出予算として処理しなければならないが、これをせずに別途専用銀行口座で管理し、当該口座から支出を行うなどの不適切な会計処理を行っていた。
(芸術大学)

[支 出]

(1) 支払が遅延していたもの

教育旅行推進強化事業の委託費について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律により定められた支払期限を過ぎて支払っていた。(観光振興課)

(2) 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査及び確認が十分でなく、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

ア 時間外勤務手当の支給に当たって、勤務実績の一部が反映されていなかったため288,660円の不足払いとなっていた。(観光政策課)

イ 時間外勤務命令を勤務管理システム以外でも行う等の不適正な事務処理が行われており、時間外勤務手当の支給に当たって、職員13名について合計114,578円の過払い及び251,657円の不足払いとなっていた。(文化振興課)

ウ 時間外勤務手当の支給に当たって、月60時間を超える時間外勤務の時間数を給与システムへ二重に入力したことにより、職員Aについては、67,252円、職員Bについては、41,578円、職員Cについては、48,011円の過払いとなっていた。(空手振興課)

エ 時間外勤務手当の支給に当たって、月60時間を超える時間外勤務の時間数の算定を誤ったため、34,776円の不足払いとなっていた。(博物館・美術館)

【土木建築部】

1 財務に関する事項

[収入]

(1) 納入期限までに収入されていなかったもの

港湾区域占用料3,969,540円が、納入期限までに収入されていなかった。(中部土木事務所)

(2) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額となっているものが次のとおりあった。

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
ア 県営住宅使用料	728,498,551円	12.9%	2.2% (住宅課)
イ 県営住宅駐車場使用料	33,801,343円	10.1%	△7.6% (住宅課)

[支出]

(1) 給与が不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査及び確認が十分でなく、不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

ア 時間外勤務手当の支給に当たって、勤務実績の一部が反映されていなかったた

め45,176円の不足払いとなっていた。(河川課)

イ 時間外勤務手当の支給に当たって、月60時間を超える時間外勤務に係る支給率の誤り等により72,730円の不足払いとなっていた。(宮古土木事務所)

ウ 時間外勤務手当の支給に当たって、勤務実績の一部が反映されていなかったため職員27名について合計1,148,390円の不足払いとなっていた。

また、特殊勤務手当の支給を受ける職員が時間外勤務手当の支給を受ける勤務を行った際に、時間外勤務手当等特例実績簿が作成されず、加算額(6名分31,375円)が支給されていなかった。(八重山土木事務所)

(2) 支出事務が適正でなかったもの

リース期間満了後の車両の買取りについて、手続の遅れから過年度支出となっていた。また、請求書の受理後に予算執行伺がなされるなど、支出事務が適正でなかった。(下地島空港管理事務所)

[工 事]

(1) 設計変更等の事務が適正でなかったもの

浦添西原線1号橋ヤード整地工事(H27-1)について、設計変更に伴う現場の着手は、原則として契約変更後に行う必要があるが、工区を追加する2回の重要な設計変更において、いずれも契約変更前に現場に着手し、契約変更を工期末に行っていた。

また、設計変更伺で、変更理由の記載が十分でないものがあつた。

(都市モノレール建設事務所)

[財 産]

(1) 財産の管理が適正でなかったもの

新たに購入した備品を指定管理者へ貸与しているが、指定管理協定で定める管理物品一覧に記載していなかった。(都市計画・モノレール課)

(2) 切手の管理が適正でなかったもの

国土交通省指定統計調査票回収に要する切手について、切手受払簿での管理がなされていなかった。(技術・建設業課)

(3) 債権の管理が適正でなかったもの

県営住宅損害賠償金について、平成12年度以降の債権を調定しておらず、債権額を把握していない等、不適正な債権管理となっていた。(住宅課)

[その他]

(1) 歳入歳出外現金の管理が適正でなかったもの

県営住宅入居時に入居者から受け入れた敷金について、歳入歳出外現金として財務会計システムにより管理している現在高と、住宅管理システム等により戸別の管理を行っている合計額に差額が生じており、納入者が不明な敷金がある等、不適正な管理となっている。(住宅課)

【企業局】

1 財務に関する事項

[支 出]

(1) 支払が遅延していたもの

早収期限を過ぎて電気料金を支払ったため、遅収加算額（6,935円）が生じ、不経済な支出となっているものがあった。（久志浄水管理事務所）

【病院事業局】

1 財務に関する事項

[収 入]

(1) 医業未収金の徴収に努力を要するもの

平成28年度末における医業未収金（個人負担分）は1,858,968,255円となっており、前年度末より71,623,155円（3.7%）減少したが、多額となっていた。（県立病院課、各県立病院）

[支 出]

(1) 支払が遅延していたもの

本館5階西病棟HCU改修工事について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律により定められた支払期限を過ぎて支払っていた。（中部病院）

(2) 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査及び確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

ア 住居手当の支給に当たって、賃貸借契約書等の提出がないにもかかわらず認定し手当を支給しており、確認したところ家賃額に共益費が含まれていたため、9,000円の過払いとなっていた。（県立病院課）

イ 通勤手当の支給に当たって、回数券の廃止により支給額を変更すべきところをそのまま支給したため200,991円の不足払いとなっていた。（北部病院）

ウ 勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、79,217円の過払いとなっていた。（北部病院）

エ 勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、204,095円の過払いとなっていた。（中部病院）

オ 管理職手当の支給に当たって、適用する職区分を誤ったため66,000円の不足払いとなっていた。（中部病院）

カ 勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、職員Aについて31,724円、職

員Bについて131,290円の過払いとなっていた。(宮古病院)

キ 管理職手当及び地域手当の支給に当たって、病気休暇により月の全日数勤務しなかったにもかかわらず同手当を支給したため、229,912円の過払いとなっていた。(八重山病院)

ク 勤勉手当の支給に当たって、病気休暇取得による除算期間の算定を誤ったため、35,938円の不足払いとなっていた。(精和病院)

ケ 通勤手当の支給に当たって、適用する運賃や減額改定の際の返納額を誤ったため108,920円の不足払いとなっていた。(精和病院)

[契約]

(1) 予定価格に係る事務が適正でなかったもの

ア 昇降機保守業務(執行予定額1,772,928円)について、契約に必要な予定価格調書を作成していなかった。(中部病院)

イ システム生物顕微鏡の購入契約(1,458,000円)について、予算執行伺で決裁を受けた執行予定額を超える金額で予定価格調書を作成していた。

また、予算執行伺前の参考見積書をもって契約を締結していた。(宮古病院)

(2) 契約方法について改善を要するもの

北辰寮(201~212号室)エアコン取付工事(執行予定額1,611,360円)及び北辰寮(213~222号室)エアコン取付工事(執行予定額1,628,640円)について、一括して競争入札に付すことが可能であるにも関わらず、同一業者と別々に随意契約を行っていた。(中部病院)

(3) 契約書の内容が適正でなかったもの

物品の購入契約等において、納入後の支払時期を、政府契約の支払遅延防止等に関する法律で定められた最長期間を超えて定めている契約が複数あった。

(北部病院)

(4) 履行確認が適正でなかったもの

ア 救急・重症系部門システム調達契約(173,985,200円)ほか複数の契約において、必要な検査調書が作成されていなかった。(中部病院)

イ 長期継続契約である業務用自動車賃貸借契約(総額4,633,299円)において、必要な検査調書が作成されていなかった。

(南部医療センター・こども医療センター)

ウ 既設コンテナ倉庫(東側)基礎工事(1,101,600円)について、工事の完了が契約書の期限より1か月半遅れていたが、契約書に基づく違約金を徴収していなかった。(宮古病院)

[財 産]

(1) 財産の管理が適正でなかったもの

ア 購入した機器備品9件について、物品整理票が貼られておらず、うち血液ガス分析機については、備品台帳と内容が異なっていた。(北部病院)

イ 購入した機器備品20件について、物品整理票が貼られていなかった。(中部病院)

2 事務に関する事項

[使用許可]

(1) 許可事務が適正でなかったもの

ア 行政財産の目的外使用許可に係る使用料の算定において、その積算根拠が不明なものや、使用許可の手続を行わず使用料を徴収していたものがあった。(南部医療センター・こども医療センター)

イ 沖縄県病院事業局固定資産管理規程(平成18年沖縄県病院事業局管理規程第20号)により、行政財産の使用を許可する期間は、局長が特別の理由があると認める場合でも5年を超えない範囲内で行わなければならないが、院内の店舗設置に係る行政財産の使用許可について、5年を超える期間の使用を許可する覚書を院長名で締結していた。(中部病院)

【教育庁】

1 財務に関する事項

[収 入]

(1) 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの

教員普通免許状授与手数料等の証紙収納事務において、申請者から提出された5件の申請書等を紛失したため、申請者が保管していた申請書のコピー又は証紙を貼付していない申請書を再提出させ、それらによって免許状を発行し、当該手数料分を証紙収入に計上していた。(学校人事課)

[支 出]

(1) 支払が遅延していたもの

校舎等保安警備委託料及び遮光カーテン購入費の支払が3か月以上遅延していた。(那覇西高等学校)

(2) 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査及び確認が十分でなく、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

ア 時間外勤務手当の支給に当たって、勤務実績の一部が反映されていなかったため39,752円の不足払いとなっていた。(義務教育課)

イ 勤勉手当の支給に当たって、病気休暇期間が週休日等を除き30日以内であるにもかかわらず在職期間から除算して算定したため、45,658円の不足払いとなっていた。(中頭教育事務所)

- ウ 勤勉手当の支給に当たって、病気休暇期間が週休日等を除き30日以内であるにもかかわらず在職期間から除算して算定したため、53,390円の不足払いとなっていた。(島尻教育事務所)
- エ 扶養手当の支給に当たって、被扶養者である配偶者の所得が年額130万円以上となり、支給要件を欠いていたにもかかわらず同手当を支給したため、扶養手当、期末手当、へき地手当及び時間外勤務手当の合計で424,784円の過払いとなっていた。(宮古教育事務所)
- オ 扶養手当の支給に当たって、被扶養者である配偶者の所得が年額130万円以上となり、支給要件を欠いていたにもかかわらず同手当を支給したため、扶養手当及び期末手当の合計で272,675円の過払いとなっていた。(中部農林高等学校)
- カ 扶養手当の支給に当たって、被扶養者である配偶者の所得が年額130万円以上となり、同手当を返納していたが、支給要件を欠いた時点の確認が十分でなかったため、138,644円の過払いとなっていた。(那覇西高等学校)
- キ 期末手当の支給に当たって、育児休業による除算期間の算定を誤ったため、73,371円の過払いとなっていた。(知念高等学校)
- ク 単身赴任手当の支給に当たって、支給開始月を誤ったため、138,000円の過払いとなっていた。(久米島高等学校)
- ケ 住居手当及び特勤勤務手当に準ずる手当の支給に当たって、支給開始日を誤ったため、住居手当で27,000円の過払い、特勤勤務手当に準ずる手当で7,814円の過払いとなっていた。(八重山商工高等学校)

[契 約]

(1) 契約方法について改善を要するもの

- ア 実習用消耗品の購入に当たって、一括購入が可能であるにもかかわらず、同一日に同一業者から工具用部品(82,274円)とフライス加工6面体(37,584円)を分割して購入していた。(総合教育センター)
- イ CDラジオ10台の購入に当たって、一括購入が可能であるにもかかわらず、8台分(99,360円)と2台分(24,840円)に分割して購入していた。(コザ高等学校)
- ウ 備品の購入に当たって、一括購入が可能であるにもかかわらず、同一日に同一業者から冷蔵庫(74,736円)と冷凍庫及びブルーレイディスクレコーダー(71,496円)を分割して購入していた。(知念高等学校)
- エ 屋内運動場屋根防水工事(執行予定額1,803,600円)及び武道場屋根防水工事(執行予定額1,393,200円)について、一括して競争入札に付すことが可能であるにもかかわらず、同一日に同一業者と別々に随意契約を締結していた。

(八重山農林高等学校)

オ A E D (自動体外式除細動器) 賃貸借に係る長期継続契約(執行予定額907,200円)において、沖縄県財務規則第137条の2第3号に定める随意契約によることができる額を超えているにもかかわらず、同条項を根拠に随意契約を締結していた。

また、予定価格は契約期間の総額で算出する必要があるが、単年度の予算令達額を予定価格として見積比較を行っていた。(八重山農林高等学校)

(2) 契約書の内容が適正でなかったもの

舎食調理業務等委託において、履行場所の変更及び委託料減額のため契約を変更しているが、変更した契約書において契約期間と委託料の額が一致しない等の不備があった。(八重山商工高等学校)

(3) 履行確認が適正でなかったもの

ア キーボックスの購入(344,400円)に当たって、検査調書の契約年月日及び納入者住所氏名に誤りがあった。

また、支出の証拠書類として必要な納品書が添付されていなかった。(向陽高等学校)

イ ティンパニの購入(1,976,400円)に当たって、必要な検査調書を作成していなかった。(知念高等学校)

ウ 需用費、役務費等の支出において、請求書の余白に検査済みであることを示す検査年月日及び検査員の記名・押印が無いものが複数あった。

(名護特別支援学校)

[財産]

(1) 切手の管理が適正でなかったもの

切手及びレターパックの受払簿において、平成27年度末の繰越枚数と平成28年度当初の繰入枚数が一致していなかった。(名護特別支援学校)

2 事務に関する事項

[防火管理体制]

(1) 消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの

寄宿舍について消防計画が作成されておらず、消防訓練、消防設備・機械の点検等が実施されていなかった。(沖縄水産高等学校)

【警察本部】

1 財務に関する事項

[契約]

(1) 契約事務が適正でなかったもの

公用車の修繕(352,414円)について、契約書の作成又は請書の提出が必要であるが、いずれの手続もされていなかった。(沖縄警察署)

<工事等に関する事項>

第1 監査の概要

1 監査対象

- (1) 監査対象年度 平成28年度
- (2) 監査対象機関 土木建築部 7 機関、農林水産部 3 機関、企画部 1 機関、企業局 1 機関
- (3) 監査対象工事等

工事については、土木建築部及び企画部並びに企業局は当初請負額5,000万円以上の工事、農林水産部は当初請負額3,000万円以上の工事から34件を抽出し監査対象とした。また、設計委託業務については、当初契約額が2,000万円以上のもので工事を未発注のものから3件を抽出し監査対象とした。

2 監査期間

平成29年4月21日から同年11月30日まで

3 監査の方法及び着眼点

(1) 監査の方法

監査は、工事の施工及び委託業務が法令等に準拠しているか、経済性、効率性、有効性、安全性等の観点から適正に行われているか、及び契約等の事務手続は適正であるかについて、関係書類の調査、現場の施工状況の確認を行う方法で実施した。

技術面の監査については、工事技術調査業務委託契約に基づき派遣された技術士を交えて、工事及び委託業務を担当した職員等から説明を聴取し現場確認を行った。

(2) 監査の着眼点

監査を実施するに当たっては、監査対象工事及び委託業務の執行について、主に次の点に着目し実施した。

- ア 計画及び設計は、適正に行われているか。
- イ 発注前及び発注後の手続は、適正に行われているか。
- ウ 請負契約事務は、適正に行われているか。
- エ 工事の施工は、適正に行われているか。
- オ しゅん工検査及び精算手続は、適正に行われているか。

4 監査の実施状況

実地監査の実施機関、実施期日及び監査をした工事等は、次のとおりである。

監査実施機関	監査実施期日	工事等名
施設建築課	平成29年7月11日 ～7月12日	沖縄空手会館新築工事（武道館・建築） 沖縄県衛生環境研究所新築工事（C棟・建築1工区）
北部土木事務所	平成29年6月20日 ～6月22日	たまた橋橋梁補修工事 県道18号線名護城大橋橋梁補修工事（H27） 屋部川河床掘削工事（H28-1）

監査実施機関	監査実施期日	工事等名
		本部港（本部地区）岸壁工事（H28-1） H27金武湾港ギンバル海岸調査設計業務委託
中部土木事務所	平成29年6月28日 ～6月30日	宜野湾北中城線トンネル本体工事（その1） 中城湾港（泡瀬地区）養浜整備工事（H28-1）及び中仕切堤災害復旧工事（H27年災3号） 沖縄県総合運動公園整備工事（H28-1） 伊計平良川線世開橋補修工事（H27） 伊佐海岸調査測量設計業務委託（H27）
南部土木事務所	平成29年6月12日 ～6月14日	安謝川ボックスカルバート改修工事 中城湾港（馬天地区）物揚場（-3.0m）整備工事（H27） H27南部東道路橋梁下部工工事（大城ダム1号橋P2, A2） 豊見城中央線街路改良工事（H27-2） H27那覇北中城線（上之屋道路）調査測量設計業務委託
宮古土木事務所	平成29年7月4日 ～7月5日	平良下地島空港線乗瀬橋橋梁整備工事（下部工その2） 池間大橋補強工事（H27-1） 国道390号電線共同溝工事（H27-3工区）
都市モノレール建設事務所	平成29年6月15日 ～6月16日	浦添西原線都市モノレール建設工事（てだこ浦西駅基礎工H28） 市道国際センター線都市モノレール建設工事（経塚駅鋼構造物H27） 市道石嶺線都市モノレール建設工事（PC軌道桁H27-1）
下水道事務所	平成29年6月7日 ～6月8日	宜野湾浄化センター汚泥消化電気設備工事E15 宜野湾浄化センター最初沈殿池築造工事
北部農林水産振興センター	平成29年7月4日 ～7月5日	小浜地区水管橋工事 真喜屋地区土砂崩壊防止工事 数久田2予防治山工事
南部農林土木事務所	平成29年7月6日 ～7月7日	水産海洋技術センター取水管復旧工事 喜屋武第3地区畑地かんがい施設工事（27-2） 港川漁港-3.0m岸壁機能保全工事
宮古農林水産振興センター	平成29年7月6日 ～7月7日	荷川取漁港浮棧橋（2）設置工事 福嶺南地区ほ場整備工事（H28-1） 増原地区畑地かんがい施設工事（H28-1）

監査実施機関	監査実施期日	工事等名
総合情報政策課	平成29年7月18日 ～7月19日	離島地区海底光ケーブル等整備工事
企業局建設課	平成29年6月6日 ～6月7日	石川～上間送水管布設工事（池原工区）その 1 北谷浄水場粒状活性炭吸着池機械設備工事 （その1）

第2 監査の結果及び所見

今回の工事監査は、12機関37工事等を対象として実施した。

監査に当たっては、設計、積算、契約、工事監理等に係る関係書類の調査を行うとともに、現地確認を行った。

その結果、各機関の工事等については、おおむね適正に執行されていたが、次の項目について改善・検討を要するものがあった。

今後とも、法令遵守を徹底し適正な工事の執行に努めていただきたい。

1 特記仕様書について

特記仕様書は、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める重要な図書である。

この特記仕様書については、各部局とも標準的なひな型に合わせて作成しているが、対象工事に必要のない内容まで記載されていたり、対象工事に必要な施工条件が明示されていなかったりといったことが見受けられた。

これについてはこれまで繰り返し指摘してきたところであり、土木建築部及び農林水産部においては部局主管課から部内各機関に対し改善に向けての通知が発出されている。

しかしながら、今回の監査においても改善が見られない状況であったことから、特記事項の適否を常に点検し、当該工事に適合した特記仕様書となるよう今後はなお一層徹底していただきたい。（土木建築部 農林水産部 企業局 共通事項）

2 計画・設計で改善を要するもの

安謝川ボックスカルバート工事において、当該工事はボックスカルバート設置のほか、仮設栈橋、呑口擁壁等多くの工種が含まれており、当初の2か年工期ではかなり厳しい工程となり、1年の繰越を行ったがしゅん工できなかった。

本工事のような複雑、かつ多岐にわたる工事においては、工程計画を設計段階から

詳細に検討する必要があるものと思われる。今後、当該工事のような複雑多岐にわたる工事においては、工事前に工程計画を十分検討しておく必要がある。

(南部土木事務所)

3 計画・設計及び工事監理で改善を要するもの

水産海洋技術センター取水管復旧工事において、工事発注後の台風による被災後の設計変更時点で、工法変更にあたっての十分な技術調査と検討がなされなかったことや、地質調査の不備などにより工期の大幅な延長となっていた。

今後、設計変更時の工法変更にあたっては、事前に十分な調査・検討を行って頂きたい。

(南部農林土木事務所)

4 安全衛生管理体制で改善を要するもの

安全衛生管理体制で改善を要するものが次のとおりみられた。今後は法令等に従い適切に対応されたい。

(1) 沖縄空手会館新築工事（武道館・建築）及び沖縄県衛生環境研究所新築工事（C棟・建築1工区）において、建築工事及び設備工事が分離発注されているが、発注者が統括安全衛生管理義務者の指名を行っていない。

(施設建築課)

(2) 喜屋武第3地区畑地かんがい施設工事（27-2）において、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条に定める協議組織を設置しておらず、協議会も開催されていない。

(南部農林土木事務所)

5 設計変更の手続が適正でなかったもの

設計変更に伴う現場の着手については、原則として契約変更後に行うものであるが、平良下地島空港線乗瀬橋橋梁整備工事（下部工その2）における橋脚工の追加工事について、重要な設計変更であるにもかかわらず、契約変更前に当該追加工事に着手していた。

(宮古土木事務所)

6 施設の改修が必要なもの

平良下地島空港線乗瀬橋橋梁整備工事（下部工その2）において、橋台翼壁に防護柵設置用の箱抜きがされていない。上部工線形と整合する形での改善が必要である。

(宮古土木事務所)